

「規制改革実施計画」(平成27年6月30日)

2 雇用分野

(2) 個別措置事項

多様な働き方の実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備	労働移動支援助成金が事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく事業転換・再編においても活用できることを明確にして周知を図る。あわせて、そのような場合において、失業期間を最小限にするために早期に再就職支援を開始するインセンティブが働く仕組みについて検討を行う。また、支援の対象となる労働者については、雇用保険の失業等給付において、解雇された者と同様の取扱いがなされるようにすることを含め、いかなる支援が可能かについて検討を行う。	平成27年度中に結論。結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

実施予定事項

・ 再就職援助計画(1)について、事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく事業転換・再編においても活用できることを明確にして周知。(平成27年度中に対応予定)

具体的には、事業転換・再編についての記載例をホームページに掲載する等により周知。

(1) 再就職支援奨励金(労働移動支援助成金の1メニュー)の支給対象者は、再就職援助計画の対象者。

・ 休暇付与の上限を6か月(180日)に拡充することにより、再就職援助計画の提出時期(2)を大きく前倒しさせ、早期に再就職支援を開始するインセンティブを働かせる。これにより、可能な限り失業期間を短縮。(平成28年度概算要求中)

(2)最初の離職者の生ずる日の1か月前に作成することとなっている。

【平成27年度】

再就職支援奨励金

再就職支援

1人あたり60万円が上限

委託総額×2/3(45歳以上 4/5)(中小企業)

委託総額×1/2(45歳以上 2/3)(大企業)

休暇付与支援

日額 7,000円(中小企業) 4,000円(大企業)

上限 90日分

【平成28年度・概算要求】

再就職支援奨励金

再就職支援

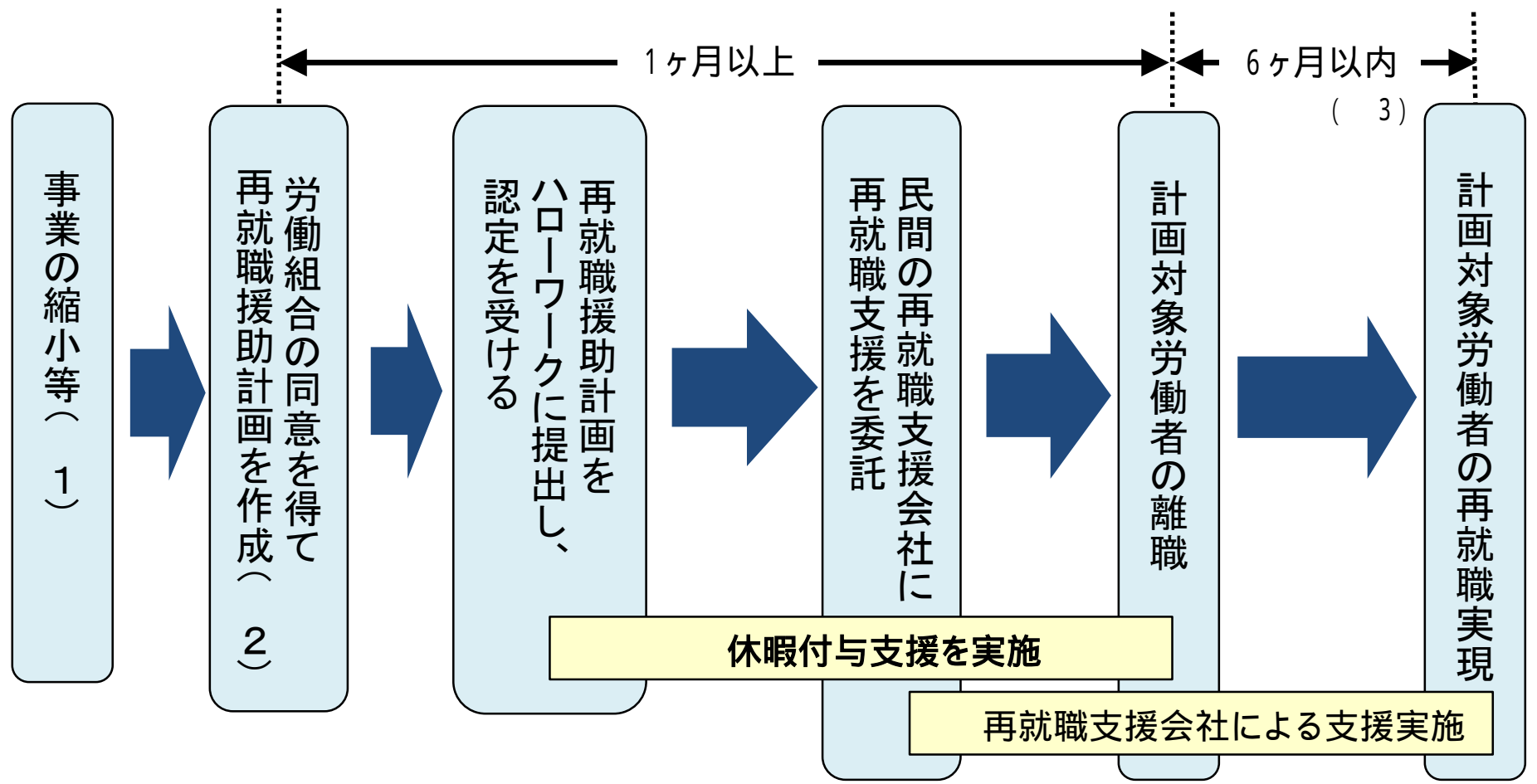
現行

休暇付与支援

日額 **8,000円(中小企業)** **5,000円(大企業)**

上限 **180日分**

拡充



- 1 労働者の能力不足などによる「普通解雇」は再就職援助計画の対象とならない。
- 2 再就職援助計画に記載された労働者が助成金の支給対象となる。
- 3 45歳以上の者は9ヶ月以内

委託開始時分の支給申請

休暇付与分の支給申請
再就職実現時分の支給申請